

日進市高等学校等修学助成金制度のお知らせ

●目的

教育の機会均等および人材の育成に寄与するため、経済的理由により高等学校等の修学が困難な状況にある生徒の保護者を対象に、修学に必要な資金を助成する制度です。

●対象者

次の(1)から(3)までのすべてに該当する人が対象となります。

(1) 高等学校等に在学する人の保護者等

※高等学校等とは学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校及び専修学校（修業年限が 3 年以上の高等課程に限る。）をいいます。

(2) 保護者等が、助成金の交付を受けようとする年度の 5 月 1 日に日進市に住所を有する人

(3) 経済的理由により修学困難であり、保護者等の合算所得が以下の区分に該当する人

区分	年収目安	所得基準
I	生活保護 非課税	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯に属する者 又は当該年度の市町村民税所得割額が非課税の者
II	380 万円 未満	I に該当する場合を除き、当該年度の課税所得額(課税標準額)に 100 分の 6 を乗じた額から、市町村民税の調整控除額(政令指定都市は当該額の 4 分の 3 を乗じた額)を控除した額の合算が 51,300 円未満の者

●修学助成金の額

所得区分	助成金の額(年額×2回に分割して交付)	
	国公立高等学校	私立高等学校
I	23,000円	62,000円
II	22,000円	39,000円

●交付対象期間

在籍する学校の正規の修学期間を修了するまで。

※高等専門学校及び専修学校は第 3 学年まで ※年度ごとに申請が必要となります

●申請手続き

次の(1)～(3)の必要書類を日進市教育委員会に提出してください。

なお、WEB 申し込みも可能です。詳細はホームページをご確認ください。

ホームページ



【必要書類】

(1) 日進市高等学校等修学助成金交付申請書兼振込口座指定書（第 1 号様式）

※市役所 2 階学習政策課窓口、または市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.nisshin.lg.jp/department/shogai/gakushu/5/2/3/2489.html>

(2) 在学証明書

(3) 通帳等（申請者名義）の写し

(注) 令和 8 年 1 月 1 日時点で市内に保護者の住民登録がない場合は、別途、課税証明書の提出が必要となります。

(注) 課税情報が確認できない場合は、助成対象となりません。

●申請期間

令和 8 年 5 月 1 日(金)から 6 月 30 日(火)まで ※申請期間後は申請できません。

土日、祝日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

《問い合わせ先・提出先》 日進市教育委員会 学習政策課
〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地
電話：0561-73-4169 電子メール：gakushu@city.nisshin.lg.jp